

# 外資規制緩和に伴うフィリピン進出のポイント

AGS Consulting Singapore Pte. Ltd.

林 竜太

## 1、はじめに

2022年、フィリピンの外資規制が大幅に緩和されました。

外資系企業によるフィリピンへの投資を活発化させることを狙いとしております。

また、2021年度には企業復興税優遇法(CREATE法)が成立したことにより、税制面も透明化されてきています。

このような背景から、日系企業もフィリピン進出しやすい状況になってきております。

今回は、外資規制緩和の概要並びに現地特有の会計税務のポイントを中心に解説させていただきます。

## 2、外資規制緩和の概要

### ・「改正小売自由化法」の成立

小売事業の最低払込資本金が従来の250万米ドル(約3億円)から、5分の1となる2500万ペソ(約6000万円)に引き下がりました。

また、一店舗あたりの投資額や純資産に関する要件も改正されております。

これにより、外国事業者の小売業への参入障壁が低くなりました。

### ・「改正公共サービス法」の成立

広範な事業が外資規制の対象とされていましたが、完全外資ビジネスの可能な範囲が広がりました。

この改正により、外国人もフィリピンの通信会社、運輸会社、内航海運会社、鉄道、地下鉄などを完全に所有することができるようになりました。

## 3、現地特有の会計税務のポイント

### ・会計基準

フィリピンでは、IFRS(国際財務報告基準)と基本的に同内容のPFRS(フィリピン財務報告基準)が適用されています。

一方で、中小規模事業者は、条件に応じてPFRSの簡易版であるPFRS for SMEsやPFRS for SEの適用が可能となっております。

### ・会計監査

証券取引委員会の規定により、総資産もしくは総負債が60万ペソ(約150万円)以上の会社については会計士による法定監査が必要となります。

また、税法の規定により、年間売上が300万ペソ(約750万円)を超える会社も法人税申告書に監査済み財務諸表を添付することが求められます。

そのため、日本では基本的に大会社のみが法定監査の対象となりますが、フィリピンに進出している日系企業はほぼ全てが法定監査の対象になります。

#### ・法人税率

従来は課税所得に対して30%の税率となっていました。企業復興税優遇法により内国法人の法人税率は25%に変更されました。また、内国法人のうち課税所得が500万ペソ以下かつ総資産(オフィスや工場が立地する土地を除く)が1億ペソ以下の法人については、法人税率が20%になりました。

#### ・最低法人税制度

赤字法人であっても納税義務が生じる税制です。

最低法人税は、総所得(≒売上総利益)に2%の税率を乗じることにより計算されます。

事業開始年度から4期目以降、通常の法人税額(課税所得の25%)と最低法人税額(総所得の2%)を比較していずれか高い金額を納付します。

なお、コロナの影響により、2023年6月30日までの期間においては、一時的に最低法人税率は1%となっています。

#### ・超過剰余金保持の禁止

企業復興税優遇法の成立前は、税制上、株主の不当な所得税回避目的で会社を設立することを防ぐために不当留保金課税制度が存在し、原則として企業内に不当に留保された課税所得に関して10%の課税が行われておりました。例えば、利益剰余金が払込資本を超えている場合は事業上の合理的な理由がない限り不当留保金とみなされて課税されておりました。

2021年、企業復興税優遇法の成立により不当留保金課税制度はなくなりました。

しかし、株式会社は資本金を超える利益剰余金を保有することが禁止される旨、会社法に規定されているため、留保金が無制限に認められるということではない旨の留意が必要です。

#### ・繰越欠損金

税務上の欠損金は、翌事業年度以降3年間の繰越しが認められております。

#### ・拡大源泉税

納税金額上位2万社、大規模納税者等の Top Withholding Agents に該当する会社から国内業者へ物品やサービスの提供をした場合、物品購入の場合は1%、サービス対価の支払いは2%の拡大源泉税がかかります。

その他、不動産賃借料には5%の拡大源泉税がかかります。

源泉税の徴収義務は買主にあるので、源泉漏れの注意をする必要があります。

#### ・キャピタルゲイン税

非上場の国内株式から生じたキャピタルゲインは、譲渡益に対して15%が課税されます。

フィリピン証券取引所で取引されている国内株式の場合、売却等で処分した際の価値の0.6%が課税されます。

また、投資用不動産の売却から生じたキャピタルゲインは、売却価格もしくは公正価格の高いほうの価格に6%の税率で課税されます。

#### 4、終わりに

1億人を超える人口を擁し平均年齢も25歳程度と、今後も成長が見込まれるフィリピン。

投資に関する法律面、税制面の問題が解決されてきている状況の中、ビジネスの面からも日本とフィリピンの結びつきがより強くなることを期待しております。

AGS Consulting Singapore Pte. Ltd.

林 竜太

在星8年目、シンガポールやフィリピンを中心に日系企業の海外進出支援、M&Aの際のデューデリジェンス、IPO支援、内部統制構築業務等を行っている。

趣味は旅行で、70か国以上を訪問済。